

別表第十七二の表中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
37
37
38
38
39
39

40
40
41
41
42
42
43

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十六の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第十七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。（経過措置）
- 3 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 改正後の規則別表第十六の規定は、平成二十九年一月一日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。